

2019年11月15日

報道関係各位

## 社内ルールにおける男女差に関する調査2019

日本労働組合総連合会(略称:連合、所在地:東京都千代田区、会長:神津 里季生)は、職場における服装・身だしなみや旧姓・通称使用についての決まり・ルールに関する意識や実態を把握するため、「社内ルールにおける男女差に関する調査」を2019年10月2日～10月4日の3日間でインターネットリサーチにより実施し、全国の20歳～59歳の有職者1,000名の有効サンプルを集計しました。(調査協力機関:ネットエイジア株式会社)

### 【調査結果のポイント】

#### 職場での決まりについて

- ◆服装や身だしなみについての決まりの有無 「ある」57.1%、宿泊業や飲食サービス業が高い傾向
- ◆「男性は長髪 NG」「女性はシャツ色ピンク」「女性はパンプス」など、男女で異なる決まりが多数
- ◆「パンプスのヒールの高さに決まりがある」19.4%
- ◆服装や身だしなみの決まりに従わないときの扱い 「何らかの処分がある」19.4%、「何もない」30.5%  
処分の内容は? 最多は「始末書提出」
- ◆服装・身だしなみについての職場での決まり 「最低限でよい」54.9%、「本人に任せるべき」18.1%

#### 職場での旧姓・通称使用について

- ◆「職場で旧姓・通称の使用がともに認められている」36.3%

#### 名字の変更と選択的夫婦別姓制度について

- ◆「選択的夫婦別姓という言葉や制度を知っている」83.3%
- ◆選択的夫婦別姓制度の導入に向けた法改正についての意識 「賛成」44.6%、「反対」8.7%
- ◆選択的夫婦別姓制度が導入されたら? 「同姓がよい/同姓でよい」40.7%、「別姓がよい/別姓でよい」4.9%

#### 《職場での決まりについて(P.2-P.9)》

- ◆普段、仕事をするときの服装は? 「制服」44.3%、「市販のスーツを含む私服」47.0%、「TPOで異なる」8.7%
- ◆服装や身だしなみについての決まりの有無 「ある」57.1%、宿泊業や飲食サービス業が高い傾向
- ◆服装や身だしなみについての規定方法 TOP3「就業規則」「服務規程」「服装規定」
- ◆「男性は長髪NG」「女性はシャツ色ピンク」「女性はパンプス」など、男女で異なる決まりが多数
- ◆「パンプスのヒールの高さに決まりがある」19.4%
- ◆服装や身だしなみの決まりに従わないときの扱い 「何らかの処分がある」19.4%、「何もない」30.5%  
処分の内容は? 最多は「始末書提出」
- ◆服装・身だしなみについての職場での決まり 「最低限でよい」54.9%、「本人に任せるべき」18.1%
- ◆決まりが男女で異なることについて思うこと 「仕方ない」36.2%、「TPOによって変えるべき」31.5%

#### 《職場での旧姓・通称使用について(P.10)》

- ◆「職場で旧姓・通称の使用がともに認められている」36.3%

#### 《名字の変更と選択的夫婦別姓制度について(P.11-P.13)》

- ◆入籍して名字を変えたときに感じたこと 「結婚を実感」52.7%、「名前の変更手続きが面倒」34.8%
- ◆「選択的夫婦別姓という言葉や制度を知っている」83.3%
- ◆選択的夫婦別姓制度の導入に向けた法改正についての意識 「賛成」44.6%、「反対」8.7%
- ◆選択的夫婦別姓制度が導入されたら? 「同姓がよい/同姓でよい」40.7%、「別姓がよい/別姓でよい」4.9%
- ◆「自分の名字をどうするか相談して決める」50.5%、相談相手TOP3は「配偶者」「自分の親」「配偶者の親」

## 調査結果

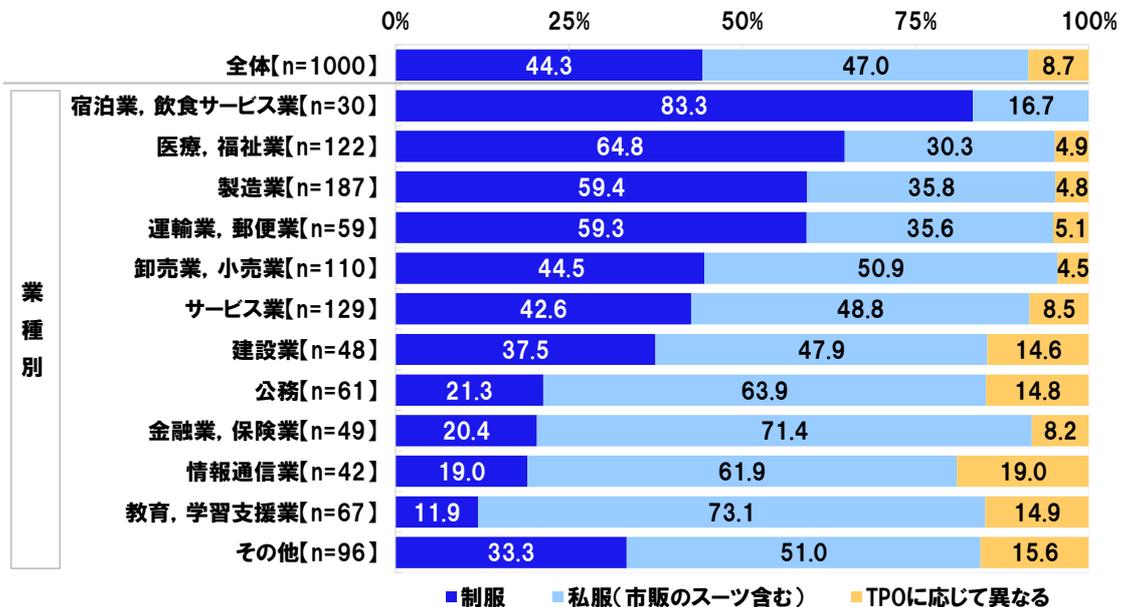
### 《職場での決まりについて》

◆普段、仕事をするときの服装は？「制服」44.3%、「市販のスーツを含む私服」47.0%、「TPOで異なる」8.7%

全国の20歳～59歳の有職者（パート・アルバイトを除いた被用者）1,000名（全回答者）に、仕事をするときの服装を聞いたところ、「制服」は44.3%、「私服（市販のスーツ含む）」は47.0%、「TPOに応じて異なる」は8.7%でした。

業種別にみると、「制服」が最も高い割合を占めたのは[宿泊業、飲食サービス業]（83.3%）、[医療、福祉業]（64.8%）、[製造業]（59.4%）、[運輸業、郵便業]（59.3%）で、「私服」が最も高い割合を占めたのは[教育、学習支援業]（73.1%）、[金融業、保険業]（71.4%）、[公務]（63.9%）、[情報通信業]（61.9%）、[卸売業、小売業]（50.9%）、[サービス業]（48.8%）、[建設業]（47.9%）でした。

仕事をするときの服装 [単一回答形式]



◆**服装や身だしなみについての決まりの有無 「ある」57.1%、宿泊業や飲食サービス業が高い傾向**  
 ◆**服装や身だしなみについての規定方法 TOP3「就業規則」「服務規程」「服装規定」**

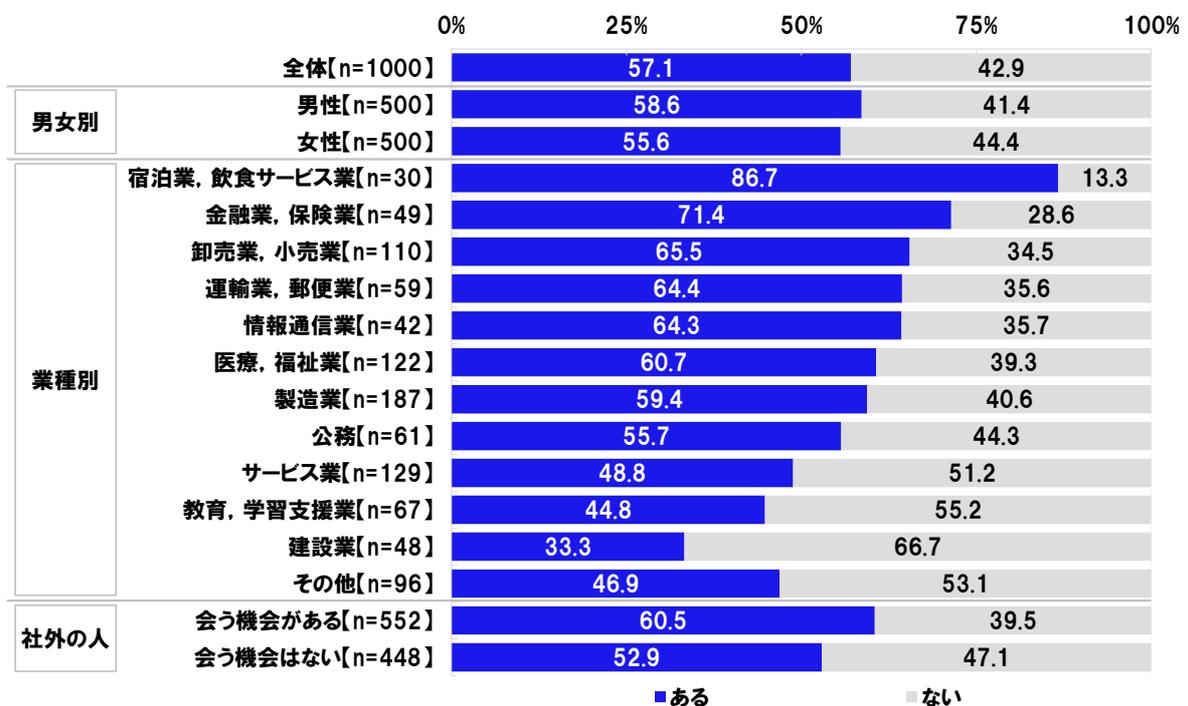
続いて、服装や身だしなみの決まりについて質問しました。

全回答者(1,000名)に、自身の勤め先では、服装や身だしなみについて決まりはあるか聞いたところ、「ある」は57.1%、「ない」は42.9%で、決まりがあるという人が多くなりました。

業種別にみると、服装や身だしなみについて決まりがあると回答した人の割合が高くなったのは、[宿泊業、飲食サービス業](86.7%)や[金融業、保険業](71.4%)でした。

仕事で社外の人に会う機会の有無別に、決まりがあると回答した人の割合をみると、機会がある人では60.5%と、機会がない人(52.9%)と比べて高くなりました。

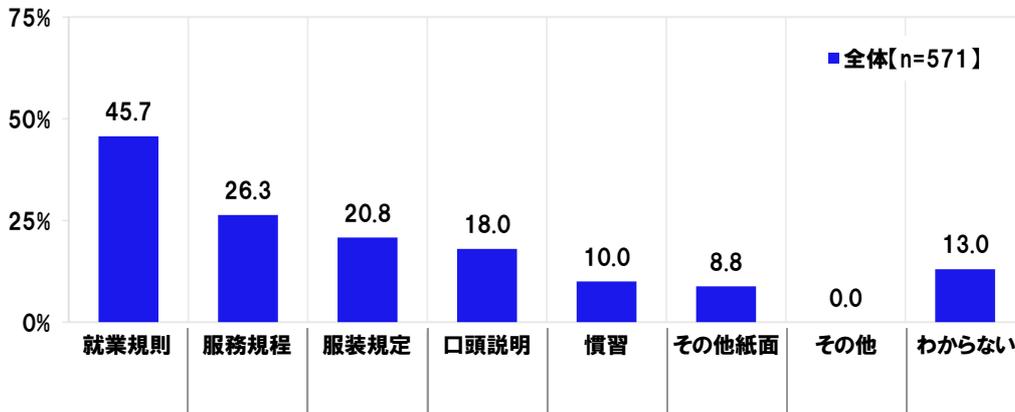
自身の勤め先では、服装や身だしなみについて決まりはあるか [単一回答形式]



勤め先で、服装や身だしなみについての決まりがある人(571名)に、その決まりは何で規定されているか聞いたところ、「就業規則」(45.7%)が最も高く、以降、「サービス規程」(26.3%)、「服装規定」(20.8%)、「口頭説明」(18.0%)、「慣習」(10.0%)が続きました。

**服装や身だしなみについての決まりは、何で規定されているか [複数回答形式]**

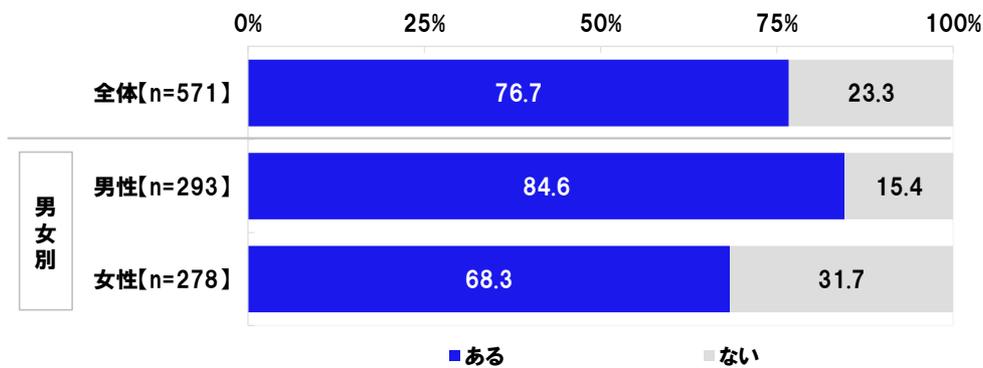
対象: 勤め先で、服装や身だしなみについての決まりがある人



また、勤め先の就業規則を見たことがあるか聞いたところ、「ある」は76.7%、「ない」は23.3%で、見たことがあるという人が多数派でした。

**勤め先の就業規則を見たことがあるか [単一回答形式]**

対象: 勤め先で、服装や身だしなみについての決まりがある人



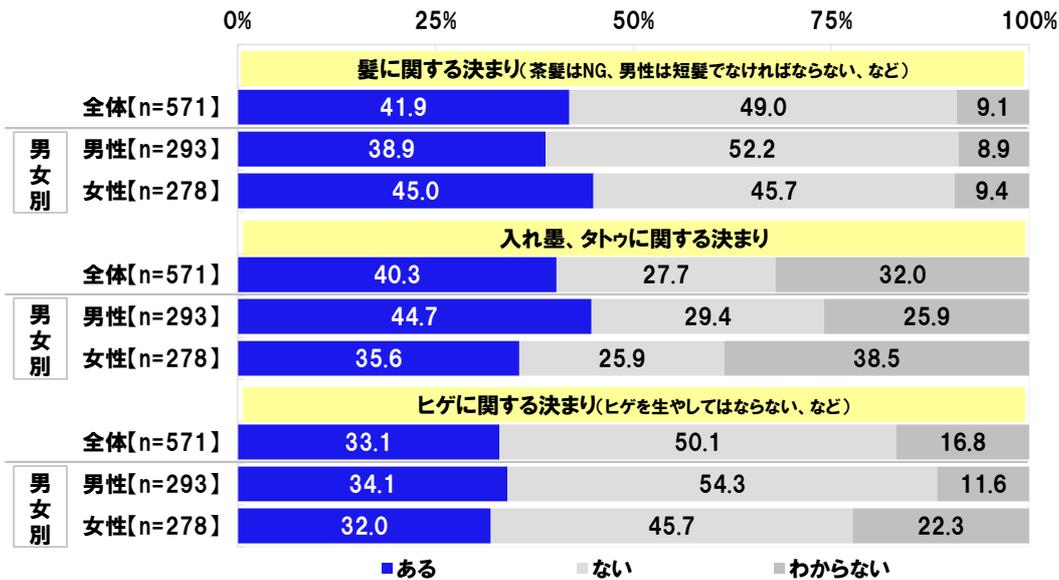
◆「男性は長髪 NG」「女性はシャツ色ピンク」「女性はパンプス」など、男女で異なる決まりが多数  
 ◆「パンプスのヒールの高さに決まりがある」19.4%

次に、勤め先で、服装や身だしなみについての決まりがある人(571名)に、具体的な決まりの有無について聞きました。

決まりがあると回答した人の割合は、【髪に関する決まり】では 41.9%、【入れ墨、タトゥーに関する決まり】では 40.3%、【ヒゲに関する決まり】では 33.1%となりました。

「ある」と回答した人の割合を男女別にみると、【髪に関する決まり】では女性は 45.0%と、男性(38.9%)と比べて高く、【入れ墨、タトゥーに関する決まり】では男性は 44.7%と、女性(35.6%)と比べて高くなりました。

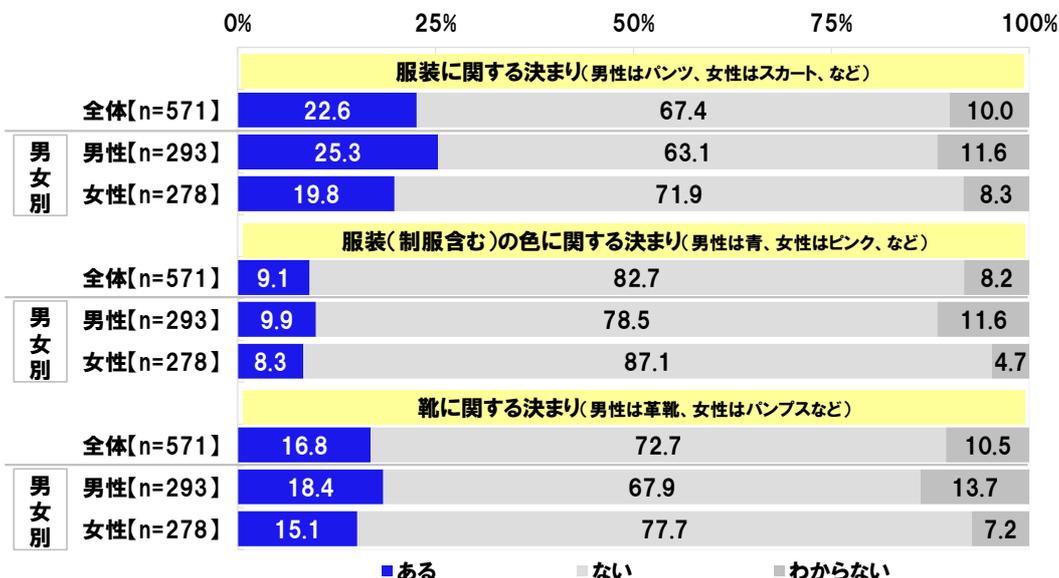
服装や身だしなみについての決まりの有無 [各単一回答形式]  
 対象: 勤め先で、服装や身だしなみについての決まりがある人



次に、男女で異なる決まりがあると回答した人の割合は、【服装に関する決まり】では 22.6%、【服装の色に関する決まり】では 9.1%、【靴に関する決まり】では 16.8%でした。

「ある」と回答した人の割合を男女別にみると、【服装に関する決まり】では女性は 25.3%と、男性(19.8%)と比べて5ポイント以上高くなりました。

服装や身だしなみについて、男女で異なる決まりの有無 [各単一回答形式]  
 対象: 勤め先で、服装や身だしなみについての決まりがある人

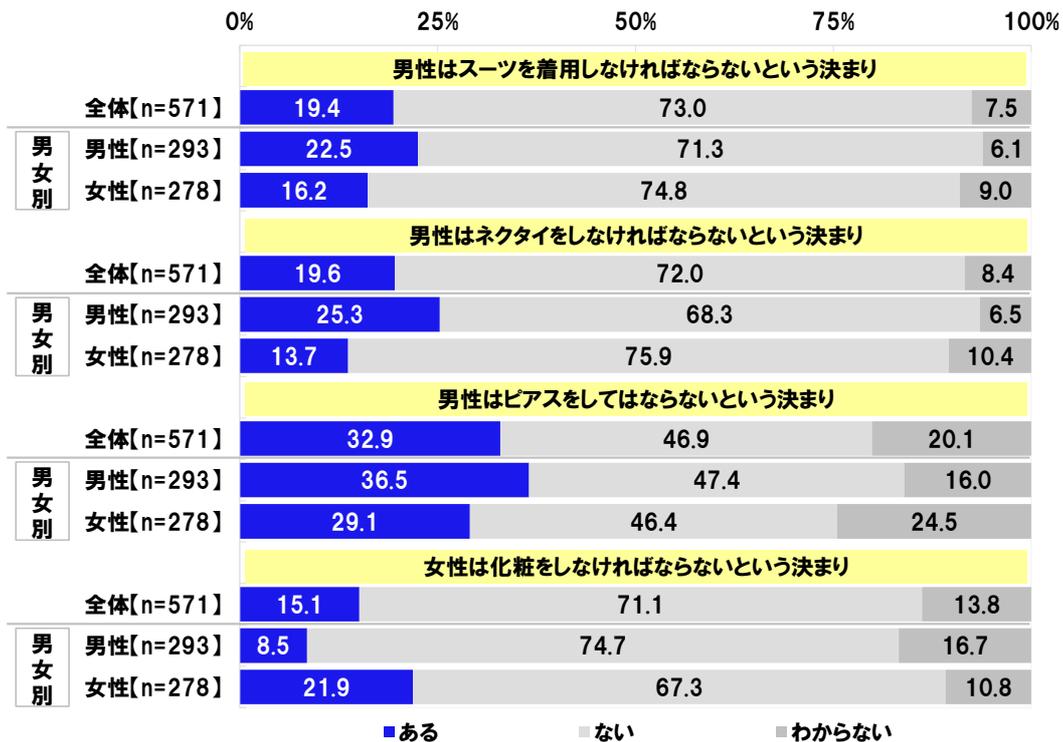


また、男性または女性のみが決まりがあると回答した人の割合は、【男性はスーツを着用しなければならないという決まり】では 19.4%、【男性はネクタイをしなければならないという決まり】では 19.6%、【男性はピアスをしてはならないという決まり】では 32.9%、【女性は化粧をしなければならないという決まり】では 15.1%でした。

男女別にみると、【男性はスーツを着用しなければならないという決まり】が「ある」と回答した男性は 22.5%、【男性はネクタイをしなければならないという決まり】が「ある」と回答した男性は 25.3%、【男性はピアスをしてはならないという決まり】が「ある」と回答した男性は 36.5%でした。他方、【女性は化粧をしなければならないという決まり】が「ある」と回答した女性は 21.9%となりました。

服装や身だしなみについて、男性または女性のみが決まりの有無 [各単一回答形式]

対象: 勤め先で、服装や身だしなみについての決まりがある人



具体的な決まりがあると回答した人に、その決まりの内容を聞いたところ、【髪に関する決まり】については、「男性は長髪 NG」や「男性は黒色、女性はあまり派手ではない茶色」といった回答が挙げられました。

また、男女で異なる決まりのうち、【服装に関して男女で異なる決まり】については、「男性は作業着かスーツ、女性は私服」や「男性はネクタイとジャケット必須、女性はジャケット着用任意」、【服装の色に関して男女で異なる決まり】については、「制服のシャツの色が男性は水色、女性はピンク」や「男性にはネイビー、女性にはシルバーの制服を貸与」、【靴に関して男女で異なる決まり】については、「男性は革靴、女性はパンプス」や「男性は革靴、女性はヒールのあるもの」といった回答がみられました。

**服装や身だしなみについての決まりの具体的な内容 [各自由回答形式]**

対象：以下の決まりがあると回答した人 ※回答を抜粋して表示

**<髪に関する決まり>**

- ・男性は長髪NG(男性40代・運輸業、郵便業)
- ・男性は黒色、女性はあまり派手ではない茶色(女性20代・宿泊業、飲食サービス業)
- ・金髪や、過度に派手な色は禁止(女性30代・情報通信業)
- ・7トーンより明るい色はNG(女性20代・宿泊業、飲食サービス業)

**<服装に関して男女で異なる決まり>**

- ・男性は作業着かスーツ、女性は私服(男性40代・建設業)
- ・男性は長ズボン、女性はスカート(男性30代・公務)
- ・男性はネクタイとジャケット必須、女性はジャケット着用任意(女性30代・卸売業、小売業)
- ・男性はスーツ、女性は事務服の制服(女性30代・医療、福祉業)

**<服装の色に関して男女で異なる決まり>**

- ・制服のシャツの色が男性は水色、女性はピンク(女性40代・金融業、保険業)
- ・男性は白のカッターシャツ、女性は青と白のストライプのシャツ(女性20代・サービス業)
- ・男性にはネイビー、女性にはシルバーの制服を貸与(男性20代・製造業)
- ・男性は黒、女性は花柄やピンクの服(女性20代・宿泊業、飲食サービス業)

**<靴に関して男女で異なる決まり>**

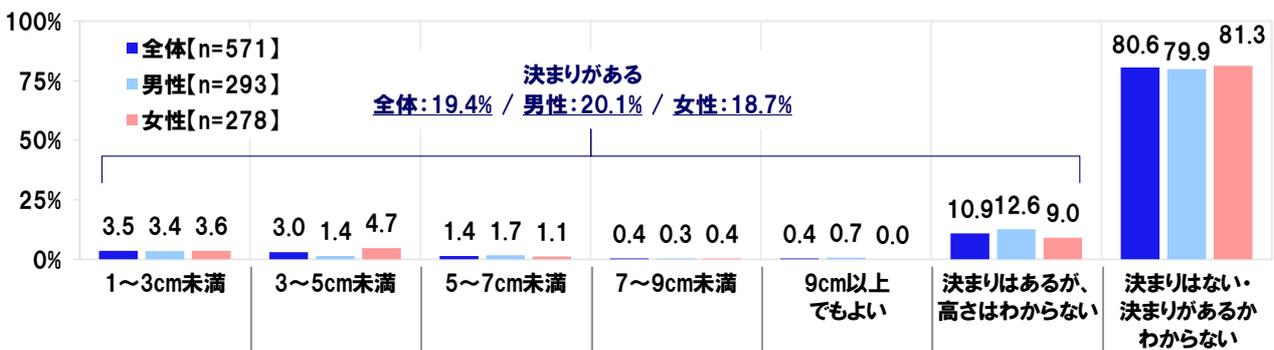
- ・男性は革靴、女性はパンプス(男性20代・卸売業、小売業)
- ・男性は黒の靴 女性は黒のナースシューズ(女性50代・卸売業、小売業)
- ・男性は革靴かスニーカー、女性はパンプスカスニーカー(女性40代・サービス業)
- ・男性は革靴、女性はヒールのあるもの(女性20代・金融業、保険業)

そのほかの決まりについて、勤め先で、服装や身だしなみについての決まりがある人(571名)に、女性が履くパンプスについても聞いたところ、ヒールの高さに『決まりがある』は 19.4%、「決まりはない・決まりがあるかわからない」は 80.6%でした。

男女別にみると、『決まりがある』と回答した人の割合は、男性 20.1%、女性 18.7%となりました。

**女性が履くパンプスについて、ヒールの高さに決まりはあるか [単一回答形式]**

対象：勤め先で、服装や身だしなみについての決まりがある人



◆**服装や身だしなみの決まりに従わないときの扱い「何らかの処分がある」19.4%、「何もない」30.5%  
処分の内容は？ 最多は「始末書提出」**

では、定められた決まりに従わない場合、どのような扱いを受けることになるのでしょうか。

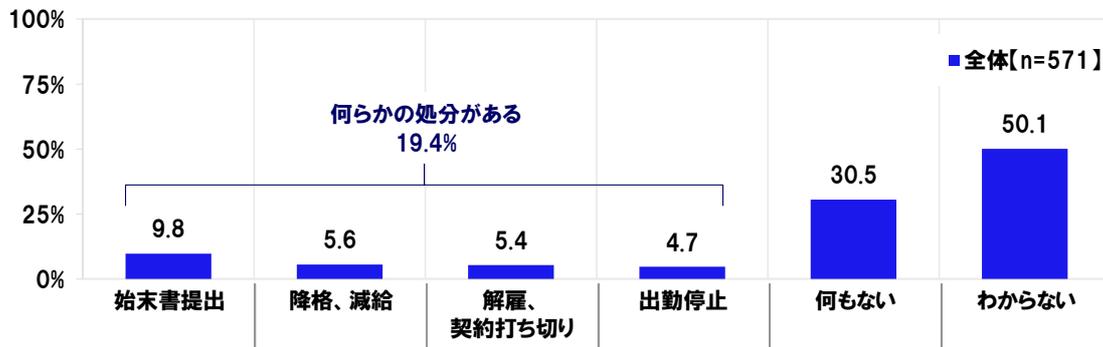
勤め先で、服装や身だしなみについての決まりがある人(571名)に、服装や身だしなみの決まりに従わない場合はどのようになるか聞いたところ、何らかの処分がある人の割合は19.4%となり、「何もない」は30.5%でした。

処分の内容をみると、「始末書提出」(9.8%)が最も高く、以降、「降格、減給」(5.6%)、「解雇、契約打ち切り」(5.4%)が続きました。

服装や身だしなみの決まりに従わない場合はどのようになるか [複数回答形式]

対象:勤め先で、服装や身だしなみについての決まりがある人

※複数回答形式のため、足し上げた合計とは一致しない

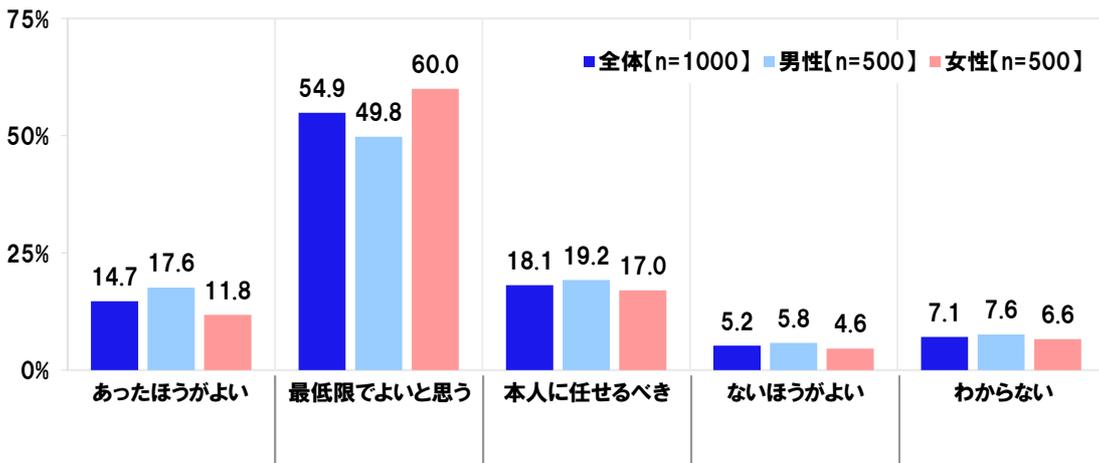


◆**服装・身だしなみについての職場での決まり「最低限でよい」54.9%、「本人に任せるべき」18.1%**  
 ◆**決まりが男女で異なることについて思うこと「仕方ない」36.2%、「TPOによって変えるべき」31.5%**

全回答者(1,000名)に、服装・身だしなみの決まりについて思うことを聞いたところ、「あったほうがよい」は14.7%、「最低限でよいと思う」は54.9%、「本人に任せるべき」は18.1%、「ないほうがよい」は5.2%で、最低限の決まりで足りると考えている人が多い結果となりました。

男女別にみると、「最低限でよいと思う」は男性では49.8%、女性では60.0%と、女性のほうが高くなりました。

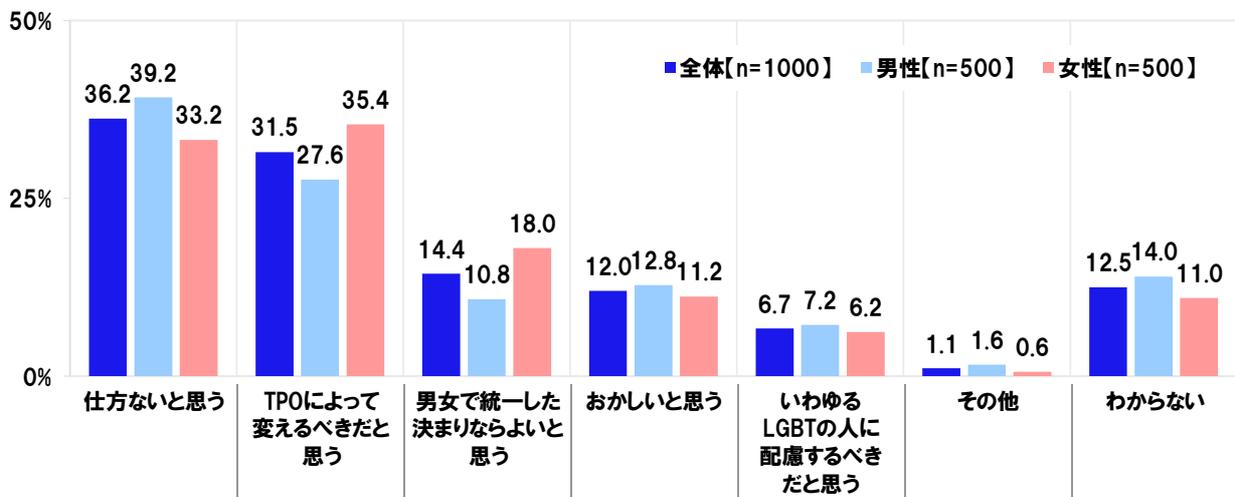
服装・身だしなみの決まりについて思うこと [単一回答形式]



また、服装・身だしなみの決まりが男女で異なることをどのように思うか聞いたところ、「仕方ないと思う」(36.2%)が最も高く、次いで、「TPOによって変えるべきだと思う」(31.5%)、「男女で統一した決まりならよいと思う」(14.4%)となりました。男女で決まりに違いがあることについては、ある程度は許容すべきと考えられているようです。

男女別にみると、女性では「TPOによって変えるべきだと思う」は35.4%、「男女で統一した決まりならよいと思う」は18.0%と、男性(それぞれ27.6%、10.8%)と比べて高くなりました。

服装・身だしなみの決まりが男女で異なることをどのように思うか [複数回答形式]

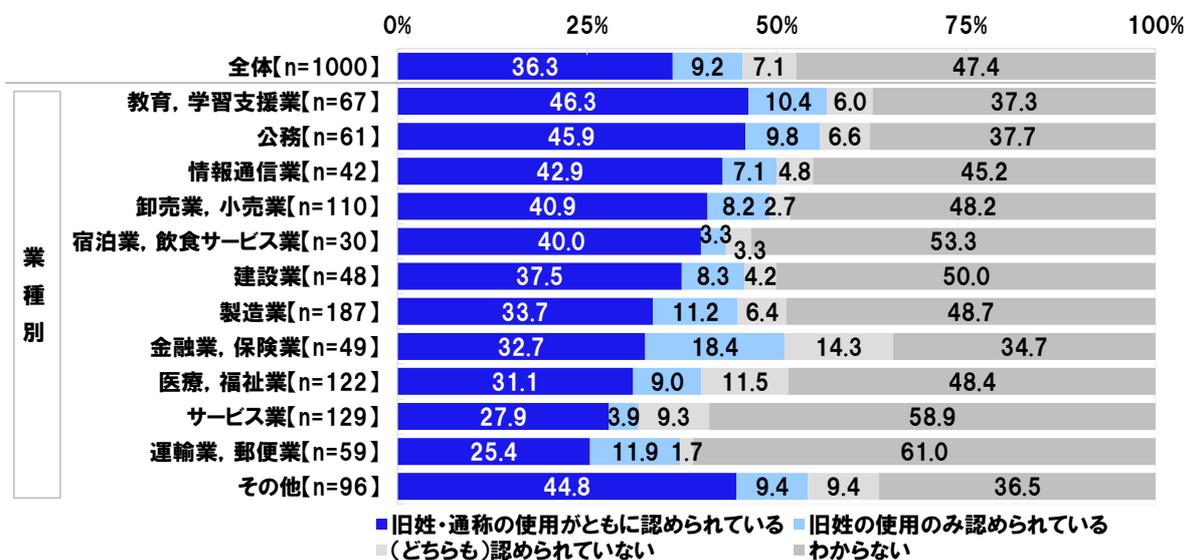


**《職場での旧姓・通称使用について》**
**◆「職場で旧姓・通称の使用がともに認められている」36.3%**

職場での旧姓や通称使用の容認状況について質問しました。

全回答者(1,000名)に、職場では、旧姓(結婚前の名字)や通称の使用が認められているか聞いたところ、「旧姓・通称の使用がともに認められている」は36.3%、「旧姓の使用のみ認められている」は9.2%、「(どちらも)認められていない」は7.1%、「わからない」は47.4%でした。状況を把握している人のなかでは、旧姓と通称のどちらも使用可能という職場が多いことがわかりました。

業種別にみると、「旧姓・通称の使用がともに認められている」は[教育, 学習支援業](46.3%)が最も高く、[公務](45.9%)、[情報通信業](42.9%)が続きました。

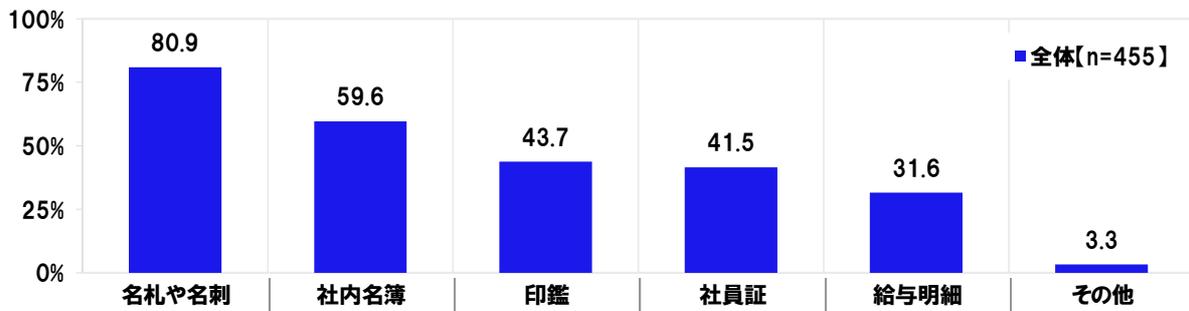
**職場では、旧姓(結婚前の名字)や通称の使用が認められているか [単一回答形式]**


では、どの範囲まで認められているのでしょうか。

旧姓・通称の使用が認められている、または、旧姓の使用が認められている人(455名)に、どの範囲まで使用が認められているか聞いたところ、「名札や名刺」(80.9%)が最も高く、次いで、「社内名簿」(59.6%)、「印鑑」(43.7%)、「社員証」(41.5%)、「給与明細」(31.6%)となり、「その他」(3.3%)となりました。

**旧姓・通称使用が認められている場合、どの範囲まで認められているか [複数回答形式]**

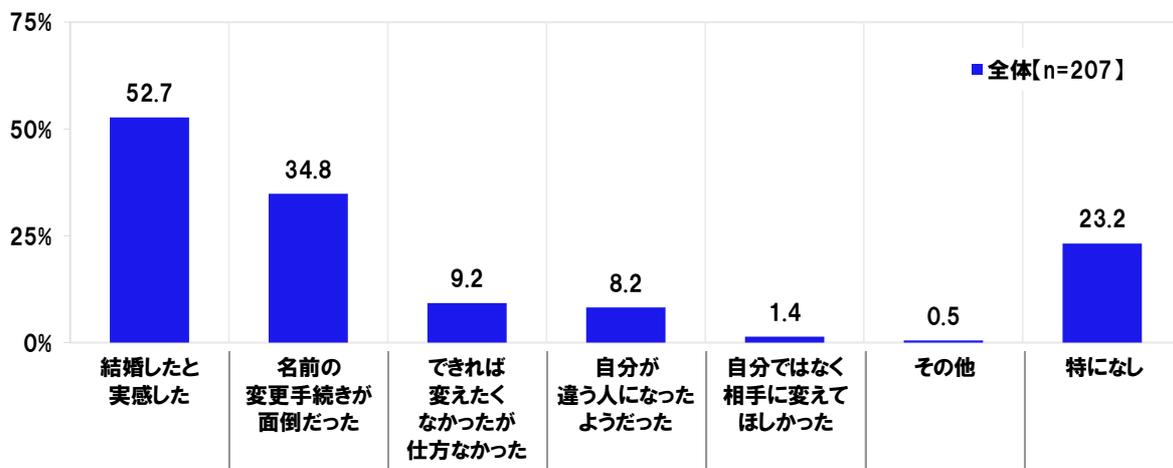
対象:旧姓・通称の使用が認められている、または、旧姓の使用が認められている人



**《名字の変更と選択的夫婦別姓制度について》**
**◆入籍して名字を変えたときに感じたこと「結婚を実感」52.7%、「名前の変更手続きが面倒」34.8%**

法律上、現在は夫婦同氏の原則がとられているため、入籍の際は、夫または妻のどちらの名字を称することにするかを決め、届出をする必要があります。

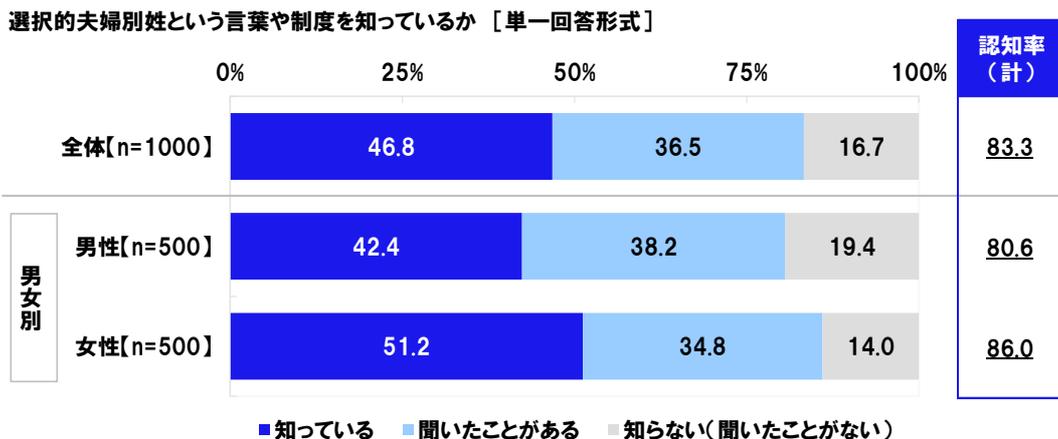
入籍して名字を変えた人(207名)に、名字を変えたときに感じたことを聞いたところ、「結婚したと実感した」(52.7%)が最も高く、以降、「名前の変更手続きが面倒だった」(34.8%)、「できれば変えたくなかったが仕方なかった」(9.2%)が続きました。配偶者と同じ名字になることで結婚を実感できたという人や、多くの手続きをしなければならぬということに煩わしさを感じたという人が多いようです。

**名字を変えたときに感じたこと [複数回答形式]**
**対象:入籍して名字を変えた人**


**◆「選択的夫婦別姓という言葉や制度を知っている」83.3%**
**◆選択的夫婦別姓制度の導入に向けた法改正についての意識 「賛成」44.6%、「反対」8.7%**

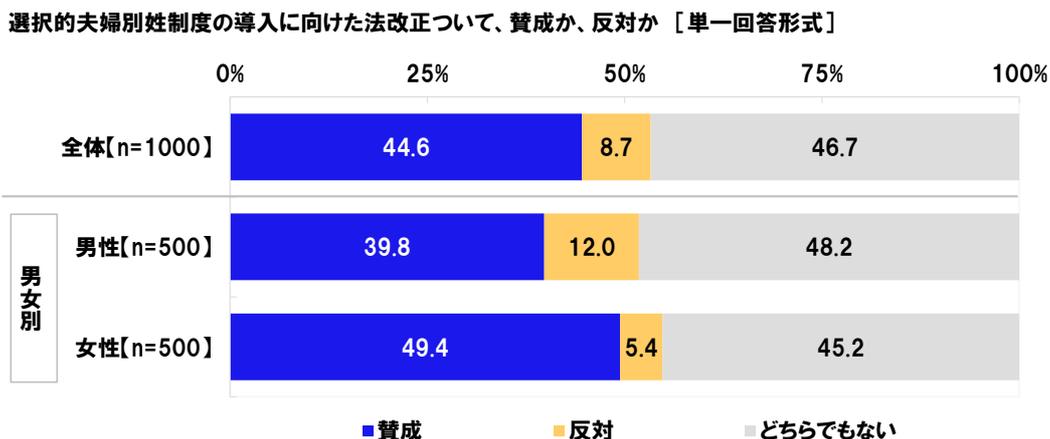
続いて、夫婦が望めば、結婚後もそれぞれ従前の姓を名乗ることを認める制度である“選択的夫婦別姓”について質問しました。

まず、全回答者(1,000名)に、選択的夫婦別姓という言葉や制度を知っているか聞いたところ、「知っている」は46.8%、「聞いたことがある」は36.5%で、合計した『認知率(計)』は83.3%となりました。選択的夫婦別姓については、近年話題になっているためか、多くの人が知っているという結果でした。



また、選択的夫婦別姓制度の導入に向けた法改正について、賛成か、反対かを聞いたところ、「賛成」は44.6%、「反対」は8.7%、「どちらでもない」は46.7%となりました。

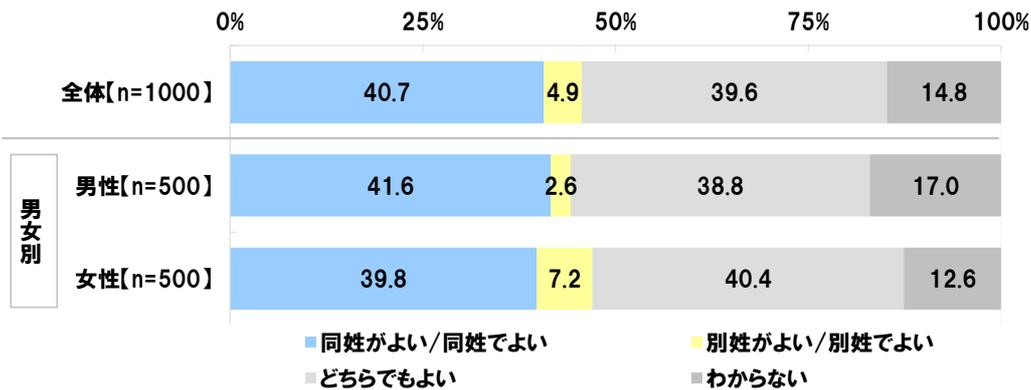
男女別にみると、「賛成」は女性では49.4%と、男性(39.8%)と比べて約10ポイント高くなりました。



◆**選択的夫婦別姓制度が導入されたら？「同姓がよい/同姓でよい」40.7%、「別姓がよい/別姓でよい」4.9%**  
 ◆**「自分の名字をどうするか相談して決める」50.5%、相談相手TOP3は「配偶者」「自分の親」「配偶者の親」**

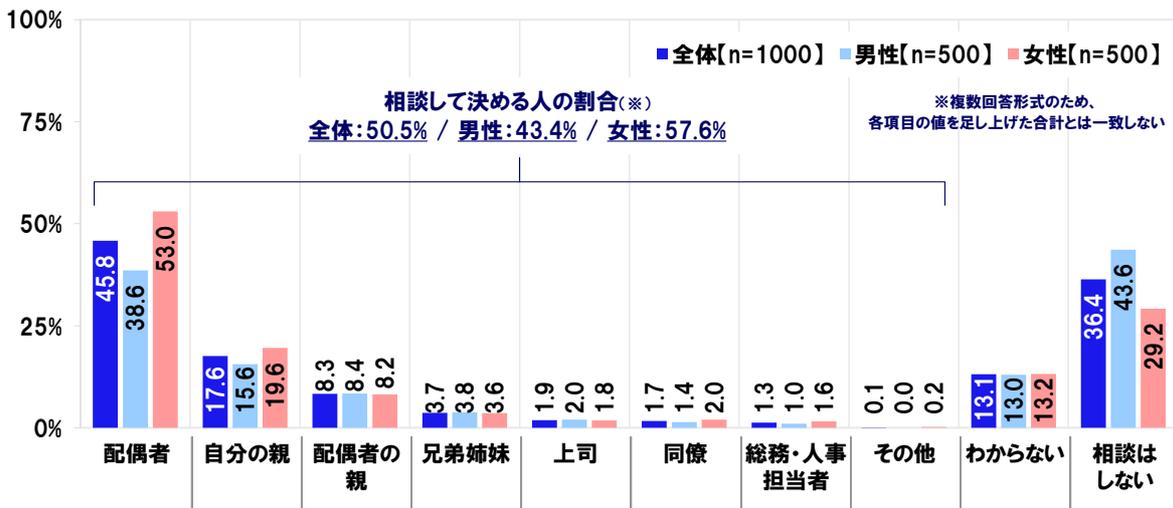
次に、選択的夫婦別姓制度が導入された場合にどのようにしたいと思うか、その意向をみると、「同姓がよい/同姓でよい」は 40.7%、「別姓がよい/別姓でよい」は 4.9%、「どちらでもよい」は 39.6%、「わからない」は 14.8%でした。

選択的夫婦別姓制度が導入された場合の意向



もし選択的夫婦別姓制度が導入されたとしたら、自分の名字をどうするかについて、誰と相談して決めると思うか聞いたところ、相談すると思う相手としては、「配偶者」(45.8%)が最も高く、以降、「自分の親」(17.6%)、「配偶者の親」(8.3%)が続き、誰かと相談して決めるという人の割合は 50.5%となりました。また、「わからない」は 13.1%、「相談はしない」は 36.4%でした。男女別にみると、誰かと相談して決めるという人の割合は、男性では 43.4%、女性では 57.6%で、女性のほうが高くなりました。

選択的夫婦別姓制度ができた場合、自分の名字をどうするかについて、誰と相談して決めると思うか [複数回答形式]



## ■■調査概要■■

- ◆調査タイトル : 社内ルールにおける男女差に関する調査 2019
- ◆調査対象 : ネットエイジアリサーチのモニター会員を母集団とする  
全国の20歳～59歳の有職者
- ◆調査期間 : 2019年10月2日～10月4日
- ◆調査方法 : インターネット調査
- ◆調査地域 : 全国
- ◆有効回答数 : 1,000サンプル(男女各年代が均等になるように抽出)
  
- ◆実施機関 : ネットエイジア株式会社

## ■■報道関係の皆様へ■■

本ニュースレターの内容の転載にあたりましては、「連合調べ」と付記のうえご使用くださいますよう、お願い申し上げます。

## ■■本調査に関するお問合せ窓口■■

連合(日本労働組合総連合会)

総合政策推進局 ジェンダー平等・多様性推進局 担当: 松野

TEL : 03-5295-0515

Eメール : jtuc-gender@sv.rengo-net.or.jp

総合企画局 企画局 担当: 丸田

TEL : 03-5295-0510

Eメール : jtuc-kikaku@sv.rengo-net.or.jp

受付時間 : 10時00分～17時30分(月～金)

## ■■連合(日本労働組合総連合会) 概要■■

組織名 : 連合(日本労働組合総連合会)

代表者名 : 会長 神津 里季生

発足 : 1989年11月

所在地 : 東京都千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館

活動内容 : すべての働く人たちのために、希望と安心の社会をつくる